

令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の4第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の4第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、審査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研 修 概 要

1 受講資格

行政書士（申込み時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「審査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に搭載されたビデオ講義を受講していただきます。

<受講期間>令和8年8月3日（月）～9月15日（火）

<講義科目>

科 目	時 間（コマ数）
行政法総論	18時間 [約1時間×18コマ]
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の概説	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

(2) 考 査

令和8年10月18日（日）14:00～16:00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。
※審査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

<審査問題について>

上記「講義科目」に関する理解度を測るための審査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

<出題範囲及び到達基準点について>

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政法」（弘文堂刊）、「行政書士のための要件事実の基礎」（日本評論社刊））の内容の理解を問う出題です。

なお、令和8年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。
※令和8年度よりサブテキストが「行政法【第7版】」に変更となりました。旧年度の教材をお持ちの方は御注意ください。

3 申込みについて

(1) 申込期間

令和8年4月1日（水）9:00～

令和8年6月19日（金）17:00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申し込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されている URL から決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジットカード決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いいたします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、<再受講制度について>を御確認ください。

5 結果通知

修了者の審査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・審査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・審査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<講義について>

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

その場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

<審査について>

安全に開催できない恐れがある場合など、審査を中止することがあります。

審査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」への掲載若しくはメールにてご連絡いたしますので、随時ご確認ください。